

# 小学校音楽

## 1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

音楽科の目標は、次のような三つの内容で構成されている。

### (1) 「表現及び鑑賞の活動を通して」について

「活動を通して」とは、指導しようとする内容を単なる知識として理解させようとしたり、技能の機械的な訓練のみを行ったりすることではなく、児童が思いや意図をもって音楽を表現したり、想像力を働かせながら音楽を聴いたりするなど、児童一人一人が感性を豊かに働かせながら、主体的に活動に取り組む態度を大事にし、楽しい音楽活動を展開していくことの重要性を述べたものである。

### (2) 「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い」について

このことは、生涯を通して音楽を愛好する心情と音楽的感受性である音楽に対する感性を育てることと、小学校の段階ではぐくんでおきたい表現及び鑑賞の活動に必要な音楽活動の基礎的な能力を培うこととは、常に一体となってはぐくまれるものにとらえる必要があることを示している。

### (3) 「豊かな情操を養う」について

音楽によって養われる情操は、直接的には美的情操が最も深くかかわっている。美しいものを美しいと感じ、美しさを求めようとする心は、他の価値に対しても通じるものである。音楽活動は一人一人の豊かな心を育て、知性と感性の調和のとれた豊かな人間の形成をめざすうえで重要な役割を担っている。

学年の目標は、低、中、高の2学年がまとめて示され、それぞれ次のような観点にもとづいて設定されている。

ア 音楽活動に対する興味・関心・意欲を高め、音楽を生活に生かそうとする態度、習慣を育てること。

イ 基礎的な表現の能力を育てること。

ウ 基礎的な鑑賞の能力を育てること。

表現及び鑑賞の活動を繰り返しながら、継続的に学習を進めることにより、音楽を愛好する心情や音楽に対する感性、音楽の諸能力が徐々に身に付いていくという音楽の学習の特性を考慮し、さらに、学校や児童の実態等に応じて弾力的な指導を効果的に進めることが大切である。

## 2 指導計画作成上の留意事項

指導計画作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成するうえで共通に必要となるものであり、表現及び鑑賞の各活動の中に位置付けることによって、各領域の指導項目と〔共通事項〕との関連を図り、年間を通して継続的に取り扱うよう工夫する。
- (2) 第5学年及び第6学年の内容の「A表現」の指導に当たっては、学校の実情や児童の興味・関心などを十分考慮して、児童が合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選択して楽しい学習を進めることができるようにし、豊かな音楽表現を求めるようにしていく。
- (3) 国歌「君が代」は、表現学習の目標や内容と関連させ、児童の発達段階に即して、いずれの学年においても適切な指導を行うような指導計画作成し、必要なときには児童がいつでも歌えるように指導する。
- (4) 音楽科における道德教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、音楽科の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行うことが必要である。

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心につながり、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。年間指導計画作成に際しては、道德教育の全体計画との関連、指導内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。
- (5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにする。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮する。
- (6) 中学校への接続を円滑に図るために、第5学年及び第6学年においては、内容の連続性に配慮し、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解させ、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を重視する。

## 3 指導上の留意事項

音楽科においては、「音楽を愛好する心情」「音楽に対する感性」「音楽活動の基礎的な能力」という心情、感性、能力の三つが密接な関係にあるため、音楽教育のすべての課程において、常に児童の情意面と能力面とをかかわらせながら指導に当たることが重要である。また、学習指導要領の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮する。

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、体のあらゆる感覚を使って、音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽とかわることができるよう、

指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにする。ただし、体を動かすこと自体をねらいとするのではなく、音楽を感じ取る趣旨を踏まえた体験活動であることに留意する。

(2) 和音及び和声の取り扱いについては、これらを理論的に指導するのではなく、合唱や合奏、音楽づくりなど、具体的な活動を通して指導することが必要である。和音については、和音のもつ表情やその表情が変化するよさや美しさを味わうようにし、和声については、旋律にふさわしい和音の連結による音楽の響きを感じ取るようにすることが大切である。また、長調や短調などによる音楽を取り扱う場合には、その基本となるⅠ、Ⅳ、Ⅴ及びⅤ<sub>7</sub>の和音を中心に指導し、学習内容や教材、児童の経験などの実態に応じて、適宜その他の和音も用いるように配慮する。

(3) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱う。

ア 歌唱における階名唱の指導では、適宜、移動ド唱法を用いる。移動ド唱法は、音の相対的な音程感覚を身に付けるうえで効果のある歌い方である。児童の実態を十分に考慮しながら、学習のねらいなどに即して移動ド唱法を用いて指導することが重要である。

イ 歌唱教材については、共通教材として、第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱い、第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱う。そのほか、長い間親しまれてきた唱歌や童謡、それぞれの地域に伝承されているわらべうたや民謡、日本古謡など日本のうたを含めて、各学校の児童の実態に合った教材を幅広い視野から選び、取りあげるようにすることが大切である。

ウ 変声期前後の児童への指導については、変声期以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声は成長の証であり、個人差があることを指導し、児童が安心して歌えるように配慮しながら歌唱指導を進める。また、変声期の児童に対しては、変声期以前に身に付けた歌い方を意識しながら声帯に無理のない歌い方で歌うようにするなど、児童の実態に応じて指導を工夫する。

(4) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、学校や児童の実態を考慮して、次のとおり取り扱う。

ア 各学年で取りあげる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器などの中から選択する。

イ 低学年で取りあげる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から選択する。

ウ 中学年で取りあげる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器などの中から選択する。

エ 高学年で取りあげる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器などの中から選択する。

(5) 音楽づくりの指導については、次のとおり取り扱う。

ア 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想ができるように指導する。

イ つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導する。記譜の指導に当たっては、絵譜やグラフィックによるものなど、児童の実態や活動の内容に応じて工夫するようにする。

ウ 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取りあげるようにする。

(6) 37種類の音符、休符、記号等については、6年間を通して指導する。指導については、単に名称や意味を知ることだけでなく、表現及び鑑賞の様々な活動の中で、その意味や働きを理解したり、用いたりすることが大切である。配当学年は示されていないが、取り扱う教材、内容との関連で、その都度繰り返し指導し、音楽活動を通して徐々に身に付けていくことができるようにする。

## 4 評 価

### (1) 評価の観点及びその趣旨

ア 音楽への関心・意欲・態度……音楽に親しみ、音や音楽に対する関心を持ち、音楽表現や鑑賞の学習に自ら取り組もうとする。

イ 音楽表現の創意工夫……音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。

ウ 音楽表現の技能……音楽表現をするための基礎的な技能を身に付け、歌ったり、器楽を演奏したり、音楽をつくったりしている。

エ 鑑賞の能力……音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、楽曲の特徴や演奏のよさなどを考え、味わって聴いている。

### (2) 留意すべき事項

ア 知識や理解、技能の面だけでなく、関心や態度、創造性の面についても評価し、表現の結果のみに着目するのではなく、学習の過程を大切に評価する。

イ 題材ごとの内容を児童が確実に身に付けるべきものにしばって、児童自身が学習の目標を明確に意識して活動が展開できるよう適切な目標を設定し、指導と評価の関連を図る。

ウ 音楽活動への意欲に結び付く評価となるよう、児童が思考・判断したことを言葉や音、体の動きなどで表す活動を取り入れた評価活動の工夫をする。

# 中学校音楽

## 1 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

音楽科の目標は、表現及び鑑賞の幅広い学習を通して学習が行われることを前提とし、生活を明るく豊かにするための音楽を愛好する心情を育てること、音楽に対する感性を豊かにすること、音楽活動の基礎的な能力を伸ばすこと、人間と音や音楽とのかかわりとして音楽文化についての理解を深めること、これらが総合的に作用し合い豊かな情操を養うことによって構成されている。

### (1) 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」について

多様な音楽活動を行うことを意味している。我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い、音楽の素材となる音に関心をもったり音楽の多様性を理解したりするなど、生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱、器楽、創作、鑑賞の活動を行うことが重要である。

### (2) 「音楽を愛好する心情を育てる」について

生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。そのためには、音楽が醸し出すよさや美しさなどが人々にもたらす感情などの動きを重視する必要がある。音楽活動によって生まれる喜びや楽しさを実感したり、音楽の構造と曲想のかかわりや、背景となる風土や文化・歴史などを理解したりすることを通して、音楽についての認識を深めていくことが音楽を愛好する心情を育てていく。

### (3) 「音楽に対する感性」について

音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値のあるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。音楽科の学習は、生徒が音や音楽の存在に気づき、それらを主体的にとらえることによって成立する。音楽に対する感性を豊かにしていくことは、音楽科の特性に関わる重要なねらいといえるため、生徒が音や音楽のよさや美しさを感じ取りながら思考・判断し表現する一連の過程を大切にされた指導が必要になる。

### (4) 「音楽活動の基礎的な能力」について

生涯にわたって楽しく豊かな音楽活動ができるための基になる能力を意味している。音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受することは、すべての音楽活動を支える最も基礎的な能力といえる。音楽に関する用語や記号、楽譜、発声法や楽器の奏法などの知識や技能は、音楽を形作っている要素を

知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じることと結び付くことによって、音楽活動の基礎的な能力として意味をもつものとなる。

#### (5) 「音楽文化についての理解を深める」について

今回の改訂で新たに規定され、音楽科としての性格を一層明確にした。その背景には、国際化が進展する今日、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視することがあげられる。曲種に応じた発声や和楽器で表現したり、音楽をその背景となる文化・歴史と関連付けて鑑賞したりする活動などは、音楽文化の理解につながる学習といえる。また、音楽活動はコミュニケーションの観点から、言語活動などとは異なる音を媒体とした独自の特質をもっている。人々と音楽とのかかわりということも音楽文化の理解を深める意義の一つである。したがって、音や音楽によって、人は自己の心情をどのように表現してきたか、人と人とがどのように感情を伝え合い、共有し合ってきたかなどについて、生徒が実感できるように指導することが大切である。

#### (6) 「豊かな情操を養う」について

一人一人の豊かな心を育てるという重要な意味をもっている。情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べてさらに複雑な感情を指すものとされている。音楽によって養われる情操は、直接的には美的情操が最も深くかかわっている。美しさを受容し求める心は、美だけに限らずより善なるものや崇高なるものに対する心、すなわち、他の価値に対しても通じるものである。したがって、教科の目標では美的情操を養うことを中心にはするものの、学校教育の目標が、豊かな人間性の育成をめざすものであることから、ここでは、豊かな情操を養うことを示している。

## 2 指導計画作成上の留意事項

指導計画作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成するうえで共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)、(3)及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、小アンサンブルなどによる様々な編成を工夫するなど、生徒一人一人が個性を発揮し、主体的に活動することができるようにすること。
- (4) 音楽科における道徳教育の指導においては、音楽科の目標にある「音楽を愛好する

心情」や「音楽に対する感性」は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による「豊かな情操」は、道徳性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道徳的心情の育成に資するものである。

道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮して、音楽科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道徳の時間に活用したり、道徳の時間で取りあげたことに関係のある内容や教材を音楽科で扱ったりする場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することが考えられる。そのためにも、音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

(5) 小学校からの接続を円滑に図るために、第1学年においては、小学校の音楽科における学習の経験など生徒の実態を把握しておくことが大切である。

表現と鑑賞の活動の支えとなる〔共通事項〕や音楽に関する用語や記号については、小学校・中学校の9年間の連続性に配慮し、音楽活動と関連付けながら理解させ、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を重視する。

例えば「創作」については、小学校での「音楽づくり」の学習の経験など生徒の実態に応じた学習過程を工夫し、生徒が旋律をつくる楽しさや喜びを実感できるようにすることが重要である。

### 3 指導上の留意事項

今回の改訂では内容の構成を見直し、指導のねらいを明確にし、生徒が感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考・判断し表現する一連の過程を大切にしたい学習の充実を求めている。

(1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

「赤とんぼ」	三木露風	作詞	山田耕筰	作曲
「荒城の月」	土井晩翠	作詞	滝廉太郎	作曲
「早春賦」	吉丸一昌	作詞	中田 章	作曲
「夏の思い出」	江間章子	作詞	中田喜直	作曲
「花」	武島羽衣	作詞	滝廉太郎	作曲
「花の街」	江間章子	作詞	團伊玖磨	作曲
「浜辺の歌」	林 古溪	作詞	成田為三	作曲

イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面につい

ても配慮し、適切な声域と音量によって歌わせるようにすること。

ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

- (2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。
- (3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。
- (4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、＃や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1＃、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。
- (5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。
- (6) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取りあげるようにすること。
- (7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。
- イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。
- ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。
- (8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。

拍	拍子	間	序破急	フレーズ	音階	調	和音	動機	Andante	Moderato
Allegro	rit.	a tempo	accel.	legato	pp	ff	dim.	D. C.	D. S.	
フェルマータ	テヌート	三連符	二分休符	全体符	十六分休符					

## 4 評価

### (1) 評価の観点及びその趣旨

ア 音楽への関心・意欲・態度……音楽に親しみ、音や音楽に対する関心をもち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。



イ 音楽表現の創意工夫……音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。

ウ 音楽表現の技能……創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。

エ 鑑賞の能力……音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、解釈したり価値を考えたりして、よさや美しさを味わって聴いている。

## (2) 留意すべき事項

ア 表現の能力を評価するに当たっては、特に「技能」に関する観点と、表現を創意工夫したり発想・構想したりする能力に関する観点に分けて示す。鑑賞の能力を評価するに当たっては、特に「知識・理解」に関する観点と、自分なりに評価したり価値を考えたりする能力に関する観点を一体的にみる。

イ 新しい評価の観点「音楽表現の創意工夫」及び「鑑賞の能力」のそれぞれにおいて、音楽を形づくっている要素に関する学習が、音楽表現と鑑賞における思考・判断に結び付いていくように〔共通事項〕にかかわる評価を行う。音楽的な感受（音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること）を大切に学習活動とその評価の実施が鍵となる。

ウ 「音楽への関心・意欲・態度」については、対象としている学習内容を明確にし、それに対する関心と主体的な取組の状況を把握し評価していくものであり、観察、ワークシートやレポートの作成、発表などの評価方法が考えられる。

エ 「音楽表現の創意工夫」では、どのように音楽表現をするかの思考・判断に結び付くように〔共通事項〕を扱い、このように音楽表現をしたい、といった思いや意図をもつことができるような学習指導を行い、音楽的な感受に基づきながら創意工夫をしている状況を把握し評価していく。

オ 「音楽表現の技能」では、指導のねらいや学習活動の展開等に応じて、特に、「音楽表現の創意工夫」の観点で見る力の育成と関連させながら、音楽表現をするために必要な技能をはぐくみ、歌唱、器楽、創作で表している状況を把握し評価していく。

カ 「鑑賞の能力」では、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわり、背景となる文化・歴史等、音楽の多様性などを理解して聴くための思考・判断に結び付くように〔共通事項〕を扱い、自分にとってこの音楽にはこのような価値がある、といった判断をしながら味わって聴くことができるような学習指導を行い、音楽的な感受に基づきながら解釈したり価値を考えたりして、味わって聴いている状況を把握し評価していく。

# 小学校図画工作

## 1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

図画工作科の目標は、次のような五つの内容で構成されている。

### (1) 「表現及び鑑賞の活動を通して」について

図画工作科の学習は、児童が感じたことや想像したことなどを造形的に表す表現と、作品などからそのよさや美しさなどを感じ取り見方を深める鑑賞の二つの活動によって行われる。表現と鑑賞はそれぞれに独立して働くものではなく、お互いに働きかけたり、働きかけられたりしながら、一体的に補い合って高まっていく活動である。

「表現及び鑑賞の活動を通して」とは、児童一人一人が、表現や鑑賞の活動を行うことによって教科の目標を実現するという図画工作科の性格を表している。この活動を通して、児童が感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、そのことから造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うことを示している。

### (2) 「感性を働かせながら」について

「感性を働かせながら」は、今回新たに加えられた文言である。これは、表現及び鑑賞の活動において、児童の感覚や感じ方などを一層重視することを明確にするために示している。

「感性」は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性をはぐくむ重要なものである。表現及び鑑賞の活動においては、児童は視覚や触覚などの様々な感覚を働かせながら、自らの能動的な行為を通して、形や色、イメージなどをとらえている。これを手掛かりに児童は発想をしたり、技能を活用したりしながら、自他や社会と交流し、主体的に表現したり、よさや美しさなどを感じ取ったりしている。「感性を働かせながら」とは、このような児童の感覚や感じ方、表現の思いなど、自分の感性を十分に働かせることを示している。

### (3) 「つくりだす喜びを味わうようにするとともに」について

「つくりだす喜びを味わう」とは、感性を働かせながら作品などをつくったり見たりすることそのものが喜びであり楽しいことを示している。

それは、児童の欲求を満たすとともに、自分の存在を感じつつ、新しいものや未知の世界に向かう楽しさにつながる。また、友人や身近な社会とのかかわりによって、一層満足できるものになる。このようにして得られた喜びや楽しさは、形や色などに対する好奇心、材料や用具に対する関心やつくりだす活動に向かう意欲などの造形へ

の関心や意欲、態度を支えるものとなる。そして、一人一人の「造形的な創造活動の基礎的な能力」をより働かせることになる。なお「つくりだす喜びを味わうようにする」は、学年の目標においても重視するように示している。

#### (4) 「造形的な創造活動の基礎的な能力を培い」について

「造形的な創造活動」とは、自分の思いを形や色などで表したり、よさや美しさを感じ取ったりするなどの活動のことである。「基礎的な能力」は、これを実現するために必要な能力のことである。具体的には、発想や構想、創造的な技能、鑑賞などの能力になる。発想や構想の能力は、形や色、イメージなどを基に想像をふくらませたり、表したいことを考えたり、計画を立てたりするなどの能力である。創造的な技能は、材料や用具を用いたり、表現方法をつくりだしたりするなど、自分の思いを具体的に表現する能力である。鑑賞の能力は、作品をつくったり見たりするときに働いているよさや美しさなどを感じ取る能力である。それぞれの能力は、児童が自己との対話を重ねながら、他者や社会、自然や環境などの多様な関係の中で活動することによって培われることになる。

#### (5) 「豊かな情操を養う」について

情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べてさらに複雑な感情を指すものとされている。

図画工作科によって養われる「情操」は、よさや美しさなどのよりよい価値に向かう傾向をもつ意思や心情と深くかかわっている。それは、一時的なものではなく、持続的に働くものであり、教育によって高めることで、豊かな人間性をはぐくむことになる。

図画工作科の学習は、自らの感性を働かせながら、造形的な創造活動の基礎的な能力を発揮して表現や鑑賞の活動を行い、つくりだす喜びを味わうものである。このような過程は、その本来の性質に従い、おのずとよさや美しさをめざすことになる。それは、生活や社会に主体的にかかわる態度を育てるとともに、伝統を継承し、文化や芸術を創造しようとする豊かな心を育てることにつながる。

このように、図画工作科の学習を通して、よりよく生きようとする児童の情意の調和的な発達をねらいとして「豊かな情操を養う」と示している。

## 2 指導計画作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成するうえで共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫する。
- (2) 各学年の内容の「A表現」の(2)の指導に配当する授業時数については、工作に表

すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように計画する。

- (3) 各学年の「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図るようにする。ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにする。その際、次の点に配慮する必要がある。

一つは、児童がよさや美しさなどについて関心をもって見たり、一人一人の感じ方や見方を深めたりすることができるような内容であること。

二つには、鑑賞する対象は発達の段階に応じて児童が関心や親しみのもてる作品などを選ぶようにするとともに、作品や作者についての知識や理解は結果として得られるものであることに配慮すること。

三つには、児童が対象について感じたことなどを言葉にしたり友人と話し合ったりするなど、言語活動の充実について配慮すること。

- (4) 各学年の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取りあげるようにする。

- (5) 図画工作科の目標にあるつくりだす喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、造形的な創造による豊かな情操は道徳性の基盤を養うものである。この関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。そのためにも、図画工作科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

- (6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにする。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮する。

- (7) 中学校への接続を円滑に図るために、第5学年及び第6学年においては、見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチ等の学習を効果的に取り入れるようにすることも考えられる。また、工作に表す内容については、中学校技術・家庭科の技術分野と関連する教科であることに配慮する必要がある。

### 3 指導上の留意事項

- (1) 個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにする。
- (2) 各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにする。
- (3) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取りあげたり、その後の学年で繰り返し取りあげたり

りする。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし、児童がこれらに十分に慣れることができるようにする。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、くぎ、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。

(4) 事故防止に留意する。

(5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりする。また、校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。

## 4 評 価

### (1) 評価の観点及びその趣旨

ア 造形への関心・意欲・態度……自分の思いをもち、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わおうとする。

イ 発想や構想の能力……感じたことや材料などを基に表したいことを思い付いたり、形や色、用途などを考えたりしている。

ウ 創造的な技能……感覚や経験を生かしながら、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫している。

エ 鑑賞の能力……作品などの形や色などから、表現の面白さをとらえたり、よさや美しさを感じ取ったりしている。

### (2) 留意すべき事項

ア 表現の能力を評価するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能のうち、特に「技能」に関する観点と、表現を創意工夫したり発想・構想したりする能力に関する観点とに分けて示すことが適当である。

イ 鑑賞の能力を評価するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能のうち、特に「知識・理解」に関する観点と、自分なりに評価したり価値を考えたりする能力に関する観点とを一体的に見る観点を位置付けることが適当である。

ウ 「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

# 中学校美術

## 1 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

美術科の目標は、①美的、造形的表現・創造、②文化・人間理解、③心の教育の三つの視点でとらえることができる。これらを十分に踏まえて、教科目標の実現に向けて確かな実現を一層推進していくことが求められる。

### (1) 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」について

美術の創造活動は、生徒一人一人が自分の心情や考えを生き生きとイメージし、それを造形的に具体化する表現活動と、表現されたものなどを自分の目で直接とらえ、よさや美しさ、作者の心情や考えなどを感じ取り味わう鑑賞活動とがある。今回の改訂では、生徒一人一人の資質や能力の向上と、自己実現を図ることを一層重視した。

### (2) 「美術の創造活動の喜びを味わい」について

創造活動は、新しいものをつくり出す活動であり、創造活動の喜びは、美術の学習を通して生徒一人一人が楽しく主体的、個性的に自己を発揮したときに味わうことができる。表現活動においては、ただ自由に表現するというのではなく、自分の表現方法で作品として実体化させたときに実感することができる。また、鑑賞活動においては、自分の見方や感じ方に基づいて想像力を働かせて見ることで、作品に対する見方が深まり、新たな発見をしたり、感動したり、自分にとっての価値を作り出したりしたときに味わうことができる。

### (3) 「美術を愛好する心情を育てる」について

「愛好する心情を育てる」ためには、自分のしたいことを見付け、そのことに自らの生きる意味や価値観をもち、自分にしかない価値をつくりだし続ける意欲をもたせることが重要である。

### (4) 「感性を豊かにし」について

表現や鑑賞の活動を通して、視覚や触覚などを十分に働かせ、これまでの表現や鑑賞の経験なども生かして、形や色彩、材料などからそれらの性質や感情、イメージなどを豊かに感じ取るような学習が重要である。

### (5) 「美術の基礎的な能力を伸ばし」について

「美術の基礎的な能力」とは、関心や意欲などを基に、豊かに発想や構想をし、創造的な技能を働かせてつくり出す表現の能力と、造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などを感じ取り味わうなどの鑑賞の能力である。

一人一人の生徒が自ら確実に身に付けていくことができるよう適切な指導をするとともに、一人一人にどのように身に付いているのかを評価し指導の改善・工夫にも一層意を用いることが大切である。

#### (6) 「美術文化についての理解を深め」について

今回の改訂で新たに加わった内容である。我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育や、異なる文化や歴史に敬意を払い、人々と共存してよりよい社会を形成していこうとするための教育を充実する必要がある。

#### (7) 「豊かな情操を養う」について

情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べてさらに複雑な感情を指すものとされている。

表現活動においては、自然や対象を深く観察し、よさや美しさなどの感じ取ったことや、自らの心の中を見つめそこから湧出した感情や夢などを、自分の表したい感じや気持ちを大切に描いたり、他者の立場に立って使いやすく美しいものをつくったりするなど、思いを巡らせながら創造的に学習を進めることが重要である。

鑑賞活動においては、自然や美術作品、文化遺産などのよさや美しさ、創造の知恵や仕事への共感・感動などを味わうことを通して情操を豊かに涵養することなどが大切になる。

## 2 指導計画作成上の留意事項

指導計画作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようになる。
- (2) 各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞に関する能力を育成するうえで共通に必要となるものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫する。
- (3) 各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)の発想や構想に関する項目と、(3)の創造的な技能に関する項目は、原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

### 「A表現」の指導計画の作成例Ⅰ

A表現 学年	(1)と(3)		(2)と(3)	
	感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動		伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動	
	描く活動	つくる活動	描く活動	つくる活動
第1学年	○	○	○	○
第2学年	○			○
第3学年		○	○	

### 「A表現」の指導計画の作成例Ⅱ（第1学年は同じ）

第2学年		○	○	
第3学年	○			○

- (4) 各学年の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (5) 美術科の目標にある創造する喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、美術の創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。この関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。そのためにも、美術科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。
- (6) 小学校からの接続を円滑に図るために、中学校では、主たる学習としては主題を生み出し、それを基に構想することになるが、特に第1学年においては、小学校図画工作科の学習からの連続性を考えて、生徒の実態や指導のねらいに応じてこのような指導を位置付けることも考えられる。

## 3 指導上の留意事項

- (1) 「A表現」の指導に当たっては、
- ア スケッチの学習を効果的に取り入れる。
  - イ 映像メディアの積極的な活用を図る。（写真・ビデオ・コンピュータ等）
  - ウ 多様な表現方法を活用できるようにする。（日本及び諸外国の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図等）
  - エ 地域の材料や題材などを取りあげる。
- (2) 「B鑑賞」の題材については、
- ア 日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産などについても取りあげる。
  - イ 美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用する。



- (3) 全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自己実現を果たしていく態度の形成を図る。
- (4) 共同で行う創造活動を経験させるようにする。また、作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動を取り入れるようにする。
- (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮する。
- (6) 安全指導については、事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底する。
- (7) 平素の学校生活における鑑賞の環境づくりについては、生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図る。

## 4 評 価

### (1) 評価の観点及びその趣旨

- ア 美術への関心・意欲・態度……美術の創造活動の喜びを味わい、主体的に表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。
- イ 発想や構想の能力……感性や想像力を働かせて豊かに発想し、よさや美しさなどを考え心豊かで創造的な表現の構想を練っている。
- ウ 創造的な技能……感性や造形感覚などを働かせて、表現の技能を身に付け、意図に応じて表現方法などを創意工夫し創造的に表している。
- エ 鑑賞の能力……感性や想像力を働かせて、美術作品などからよさや美しさなどを感じ取り味わったり、美術文化を理解したりしている。

### (2) 留意すべき事項

- ア 表現の能力を評価するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能のうち、特に「技能」に関する観点と、表現を創意工夫したり発想・構想したりする能力に関する観点とに分けて示すことが適当である。
- イ 鑑賞の能力を評価するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能のうち、特に「知識・理解」に関する観点と、自分なりに評価したり価値を考えたりする能力に関する観点とを一体的に見る観点を位置付けることが適当である。
- ウ 「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

# 小学校家庭

## 1 目 標

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にしている心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

家庭科の目標は、次のような四つの内容で構成されている。

第1は、「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通す」ことであり、第2は、「日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にしている心情をはぐくむ」ことであり、第3は、「家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる」ことである。

### (1) 「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して」について

製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの実践的・体験的な活動を通して、実感を伴って理解する学習を展開することにより、より確実な知識及び技能を身に付けるとともに、知識や技能を活用して、身近な生活の課題を解決したり、家庭での実践を無理なく行ったりすることができるようにすることをねらいとしている。

### (2) 「日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付ける」について

実践的・体験的な活動を重視した学習をしていく過程で、児童一人一人のよさや個性を生かしながら、日常生活に必要なもの、応用・発展できるもの、生活における工夫・創造につながるものを身に付けることをねらいとしている。

### (3) 「家庭生活を大切にしている心情をはぐくむ」について

家庭生活の基盤には、家族などの「人」、衣服や食物などの「もの」、「時間」、「金銭」などの要素や、それらが関連し合って家族との関係や生活行為などがあることの気付きを通して、日々繰り返し営まれる家庭生活の中で家族と共に自分が成長していることを自覚し、生活の営みを大切にしようとする意欲や態度をはぐくむことをねらいとしている。

### (4) 「家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる」について

家族の一員として、家庭生活を改めて見つめ直したり実感したりすることによって、現実の自分の生活の中から課題を見だし、身に付けた知識や技能を活用して生活をよりよくしようと工夫する能力と進んで実践しようとする態度を育てることをねらいとしている。

## 2 指導計画作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

### (1) 題材構成について

ア 児童の実態を的確にとらえるとともに、内容相互の関連を図り指導の効果を高めるようにするとともに、学習指導要領に示されている4つの指導内容を網羅すること。

イ 一人一人の児童が自分を生かすことができるように、題材構成や使用する教材を個に応じて工夫したり、問題解決的な学習により個に応じた課題を選択し追究したりするなど、弾力的な学習ができるようにする。

ウ 家族の生活と関連させながら衣、食、住などの内容を取り扱うようにするとともに、家庭生活は総合的なものであり、児童の家庭生活に対する意識は、衣、食、住を分化してとらえているわけではないので、各項目間の関連に着目した視点で題材構成する。

エ 第5学年は60単位時間、第6学年は55単位時間と年間標準授業時数が定められていることを考慮し、実践的・体験的な活動をより一層充実させるためにも、各題材に適切な時間を配分するように留意する。さらに、学校や児童の実態を考慮し、教科のねらいを踏まえて適切な授業時数を割り振る。

### (2) 題材配列について

ア 第4学年までの学習を踏まえながら2年間の見通しをもたせるためのガイダンスとして第5学年の最初にA(1)「自分の成長と家族」のアの事項について履修させるようにする。

イ 基礎的なものから応用的なものへ、簡単なものから難しいものへ、要素的なものから複合的なものへと次第に発展するように、段階的に題材を配列する。また、反復が必要なものについては、学習における題材の位置付けを明確にして指導計画に盛り込むなど工夫する。

ウ 学期や学年の区切りなどの適切な時期に自分と家庭のつながりや成長した自分を確認できるように、2年間の指導の流れを考え、他の内容と関連させた題材を効果的に配列するようにする。

### (3) 家庭科における道徳教育の指導について

家庭科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、生活習慣の大切さを知ること、自分の生活を見直すこと、家族を敬愛し、楽しい家庭をつくり、家族の役に立つことをしようとするなどにつなげるための適切な指導を行うようにする。

### (4) 中学校への接続を円滑に図るために

中学校との連携を密にし、中学校技術・家庭科の内容との系統性や連続性を重視しながら、生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成するようにする。

### 3 指導上の留意事項

#### (1) 内容の取扱いについて

- ア 食品の栄養については、五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱うこと。
- イ 米飯及びみそ汁の調理については、米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることにも触れること。
- ウ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。
- エ 季節の変化に合わせた衣服などの生活や住まい方については、主として暑さ・寒さ、通風・換気及び採光を取りあげること。
- オ 物の選び方や買い方については、他の家庭科の学習内容との関連を図り、用具や実習材料など身近な物を取りあげること。
- カ 環境については、他の家庭科の学習内容との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。

#### (2) 実習の指導について

- ア 服装を整え、用具の手入れや保管を適切に行うこと。
- イ 事故の防止に留意して、熱源や用具、機械などを取り扱うこと。
- ウ 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。

#### (3) 家庭との連携

家庭科の学習のねらいや内容について、授業参観や学年だより、学級だより等を通して情報を提供するなど、家族が家庭科の学習の意義や内容を理解できるようにする。また、家族構成や児童のプライバシーに十分配慮しながら、家庭での実践が計画されていることを事前に伝えたり、協力を依頼したりすることも大切である。

#### (4) 言語活動の充実

各内容の指導に当たっては、衣食住など生活の中の様々な言葉を、実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

## 4 評 価

### (1) 評価の観点及びその趣旨

- ア 家庭生活への関心・意欲・態度……衣食住や家族の生活などについて関心をもち、その大切さに気付き、家庭生活をよりよくするために進んで実践しようとする。
- イ 生活を創意工夫する能力……家庭生活について見直し、身近な生活の課題を見付け、その解決をめざして生活をよりよくするために考え、自分なりに工夫している。
- ウ 生活の技能……日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な技能を身に付けている。
- エ 家庭生活についての知識・理解……日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。

### (2) 留意すべき事項

評価は、児童一人一人の資質や能力をより確かにはぐくむようにするために、目標に照らしてその実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすために重要なものである。また、学習指導要領に示す内容を確実に身に付けたかどうかの評価を行うことも重要である。知識・理解や技能だけを評価するのではなく、家庭生活を大切にしようとする意欲や態度、家族の一員として生活をよりよくしようとする態度などの情意的側面の評価も大切にしなければならない。

- ア 自校における指導計画に基づき設定した題材の目標に対して、どのような場面でどのような方法で評価するのかということ具体的を示した計画を立てる。
- イ 学習中の発言、つぶやき、活動の様子、カードへの記入の内容等を記録しておき、児童一人一人にあった助言や指導をする際に役立てるようにする。
- ウ 結果としての創意工夫だけでなく、児童がいろいろと考えてよい方法を得ようと思ふ・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する。
- エ 自己評価や相互評価を取り入れ、学習意欲を持続させたり、学習に取り組んだ成果を振り返らせたり、成就感や達成感を得ることができるようになる。さらに、学習後においても、家庭での実践の様子を把握し、家庭との連携を図りながら、主体的に実践しようとする態度が育つように評価方法を工夫することが大切である。
- オ 「自分の成長を自覚すること」についての評価は、児童が「してもらおう自分」から「できる自分」へと成長していることに気付いているかどうかを見ることになるので、学期末や学年末など、ある程度長い区切りの中で行うようにする。